

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例（令和4年11月14日京都市条例第12号）（選挙管理委員会事務局）

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり改定するとともに、その他必要な規定を整備することとしました。

1 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額の改定

- (1) 自動車の借入契約における1日当たりの限度額の引き上げ

改正前	15,800円
改正後	16,100円

- (2) 自動車の燃料の供給に関する契約における限度額の算定に用いる1日当たりの金額の引き上げ

改正前	7,560円
改正後	7,700円

2 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定

- (1) 作成枚数が50,000枚以下である場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	7円51銭
改正後	7円73銭

- (2) 作成枚数が50,000枚を超える場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	$\frac{5円2銭 \times (\text{当該ビラの作成枚数} - 50,000) + 375,500円}{\text{当該ビラの作成枚数}}$
改正後	$\frac{5円18銭 \times (\text{当該ビラの作成枚数} - 50,000) + 386,500円}{\text{当該ビラの作成枚数}}$

3 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の改定

- (1) 選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数が500以下である場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	$525円6銭 \times \text{当該ポスター掲示場の数} + 310,500円$
-----	---

	当該ポスター掲示場の数
改正後	$\frac{541円31銭 \times \text{当該ポスター掲示場の数} + 316,250円}{\text{当該ポスター掲示場の数}}$

(2) 選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合の1枚当たりの作成単価の限度額の引き上げ

改正前	$\frac{27円50銭 \times (\text{当該ポスター掲示場の数} - 500) + 573,030円}{\text{当該ポスター掲示場の数}}$
改正後	$\frac{28円35銭 \times (\text{当該ポスター掲示場の数} - 500) + 586,905円}{\text{当該ポスター掲示場の数}}$

4 その他必要な規定の整備

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 12 号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例
京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「選挙運動用のビラ」を「選挙運動用ビラ」に改める。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局)